

第3回 法定合併協議会

青森浪岡21世紀まちづくり創造会議

～ 考えてみませんか 21世紀のわたしたちのまちの姿を ～



日 時 平成16年8月19日(木) 13時30分～15時30分

場 所 ラ・プラス青い森 2階 「メープル」

第3回 法定合併協議会
青森浪岡21世紀まちづくり創造会議

次 第

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 議案第1号 市章の取扱いについて
- (2) 議案第2号 市民歌の取扱いについて
- (3) 議案第3号 木・花・鳥・昆虫の取扱いについて
- (4) 議案第4号 市民憲章・市民憲章推進事業の取扱いについて

3. 報告事項

市町村建設計画の作成に関し県との事前協議で付された意見等について

4. 第4回法定合併協議会「青森浪岡21世紀まちづくり創造会議」での協議事項について（事務局説明）

5. その他

6. 閉 会

協 議 事 項

＜慣行の取扱い＞
市章の取扱いについて

市章は、青森市の市章を用いるものとする。

＜理 由＞

- 青森市の市章は、青森市を象徴するため“青”の字を模擬したものであること。

＜参考資料＞

【行政現況調査】

青 森 市	浪 岡 町
 <p>(明治34年制定)</p> <p>青森市を象徴するため、青の字を模擬したもので、円は青の字の月を意味し、星の七つの突角は、青の字の月を除いた部分で北斗七星になぞらえ、本市は本州の北端である意を図案化したものです。</p>	 <p>(昭和32年3月制定)</p> <p>昔、北畠顕家公が南朝を守りたて各地を転戦した際に使用した軍旗に印されている旗印を、公に縁の深いここ浪岡町の町章とすることに決定した。</p>

※別添【附属資料1】参照

＜慣行の取扱い＞
市民歌の取扱いについて

市民歌は、新たに定めるものとする。

また、新たに定めるに当たっては、両市町の学識経験者等による検討委員会を設置し、その手法等について具体的な検討を行うこととする。

＜理 由＞

- 全ての市民に愛され、歌い継がれるものでなければならないこと。
- 両市町の貴重な資源“宝物”を盛り込む必要があること。

＜参考資料＞

【行政現況調査】

青 森 市	浪 岡 町
一 千古水すむ 十和田湖いただき 聳えて高し 八甲田山 空は北国 紺碧ふかく 日輪あまねく 輝くところ おゝ栄えゆく わが市 かぐわし その名 青森市	
二 焦土のなかにも滅びぬ息吹よ 進取の精神 自由の伝統 いま新しき 大都市なりて 産業文化の 花さきみのる おゝ栄えゆく わが市 かぐわし その名 青森市	—
三 善知鳥の村の 昔も今も 港はいのち わきたつ希望 海をこえくる 知識と富に 心あかるく 伸びゆくよろこび おゝ栄えゆく わが市 かぐわし その名 青森市 (昭和47年7月26日制定)	

＜慣行の取扱い＞
木・花・鳥・昆虫の取扱いについて
～ 木 ～

市の木は、“あおもりとどまつ” とする。



＜理 由＞

～地域の貴重な資源“宝物”で、子どもたちが見て触れることができるもの～

- “青森” の名が木の名前として採用されているのは珍しいこと。
(オオシラビソ、青森が北限)

＜参考資料＞

【行政現況調査】

青 森 市	浪 岡 町
あおもりとどまつ  (昭和 47 年 7 月 26 日制定) アオモリの名が木の名前として採用されているのは大変珍しく、市を象徴するのにふさわしい、四季を通じて美しい常緑樹です。	ケヤキ  (昭和 59 年 12 月 1 日制定) 根ばりがかぶよく安定し、枝が四方に広がるのび、樹形が美しい。

※別添【附属資料1】参照

＜慣行の取扱い＞
木・花・鳥・昆虫の取扱いについて
～ 花 ～

市の花は、“おもだか” とする。



＜理 由＞

～地域の貴重な資源“宝物”で、子どもたちが見て触れることができるもの～

- 青森市の名誉市民である棟方志功氏のゆかりの花であること。
- 浪岡町の町章（北畠氏の軍旗）に印された花であること。

＜参考資料＞

【行政現況調査】

青 森 市	浪 岡 町
<p data-bbox="459 1149 632 1182">はまなすの花</p>  <p data-bbox="359 1391 730 1424">(昭和 47 年 7 月 26 日制定)</p> <p data-bbox="288 1440 807 1682">昔は合浦公園の浜辺に群生していました。今は市内のあちらこちらに植栽され、市民に親しまれています。多くの歌や詩に詠われるなど、花が大変美しく、可憐で匂いもよく、赤い実がさらに美しさを醸し出しています。</p>	<p data-bbox="1034 1149 1145 1182">りんどう</p>  <p data-bbox="903 1391 1275 1424">(昭和 59 年 12 月 1 日制定)</p> <p data-bbox="833 1440 1345 1514">町の野や山に自生し、深まりゆく秋に、濃いむらさきが印象的です。</p>

※別添【附属資料1】参照

慣行の取扱いについて
木・花・鳥・昆虫の取扱いについて
～ 鳥 ～

市の鳥は、“ふくろう”とする。

<理 由>

- ～地域の貴重な資源“宝物”で、子どもたちが見て触れることができるもの～
- 世界諸国で幸せを呼ぶ鳥（ラッキーバード）として親しまれていること。
 - 浪岡町のりんご園を中心に数多く生息していること。

<参考資料>

【行政現況調査】

青 森 市	浪 岡 町
うとう 	ヤマバト 
(昭和 47 年 7 月 26 日制定) 青森市がかつて善知鳥村と称した一漁村から発展してきた歴史からも深いゆかりがあり、かつては青森湾周辺に生息していました。今は、北海道天売島などで繁殖が確認されていますが、近年、本市でも油川漁港水域での生息が確認されています。	(昭和 59 年 12 月 1 日制定) 春から晩秋にかけて里でもみられる。低音のデデッポーポーが田園の町にふさわしい。

※別添【附属資料1】参照

＜慣行の取扱い＞
木・花・鳥・昆虫の取扱いについて
～ 昆虫 ～

市の昆虫は、“ホタル”とする。

＜理 由＞

～地域の貴重な資源“宝物”で、子どもたちが見て触れることができるもの～

- 豊かな自然の象徴とも言える昆虫であること。
- 青森市の細越地区や浪岡町の吉野田地区に数多く生息していること。
(市町村建設計画案「蛍の里」構想)

＜参考資料＞

【行政現況調査】

青 森 市	浪 岡 町
—	ホタル  (昭和 59 年 12 月 1 日制定) 真夏の夜に涼風ただよわせ、昔から 人々に親しまれてきた。

※別添【附属資料1】参照

＜慣行の取扱い＞

市民憲章・市民憲章推進事業の取扱いについて

市民憲章及び市民憲章推進事業については、新たに定めるものとする。

また、新たに定めるに当たっては、両市町の学識経験者等による検討委員会を設置し、その手法等について具体的な検討を行うこととする。

＜理 由＞

- 市民憲章は、市民が郷土を愛し、みんなのまちを住みよい幸せなまちにするため、市民がお互いに守る市民生活のルールであること。
- 市民自らの手で作り上げることにより、真に市民生活の中に広まり、生かされていくものであること。

＜参考資料＞

【行政現況調査】

青 森 市	浪 岡 町
<p>わたくしたちは、青い空、青い海、青い森にいだかれ、伝統のねぶたまつりに情熱をもやす青森市の市民です。</p> <p>わたくしたちは、郷土あおもりを心から愛し、活気と魅力にあふれた理想のまちとするためこの憲章を定めます。</p> <p>1. 緑と花を育て きれいなまちにしましょう</p> <p>1. 健康で楽しく働き 豊かなまちにしましょう</p> <p>1. 老人やこどもをたいせつにし しあわせなまちにしましょう</p> <p>1. きまりを守り 平和な 住みよいまちにしましょう</p> <p>1. 教養を高め 文化の香り高いまちにしましょう</p> <p>(昭和47年7月26日)</p>	<p>—</p>

議案第4号

区 分	青 森 市	浪 岡 町
市民憲章 推進事業	<p>[事業内容]</p> <p>○市民への市民憲章の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が作成するパンフレット等への市民憲章の印刷 ・公共施設への市民憲章パネルの設置等 <p>○市民参加による市民憲章に基づく実践活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花いっぱい運動の実施 ・交通安全教室の開催等 	—

報告事項

市町村建設計画の作成に関し県との事前協議で付された意見等について

市町村建設計画「青森浪岡21世紀まちづくりビジョン」の作成に関し、県との事前協議で付された意見等について、別添資料のとおり整理する。

※別添【附属資料2】参照

創造会議規約・委員名簿

青森浪岡21世紀まちづくり創造会議規約

(設置)

第1条 青森市及び浪岡町（以下「両市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

(名称)

第2条 合併協議会は、青森浪岡21世紀まちづくり創造会議（以下「創造会議」という。）と称する。

(協議事項)

第3条 創造会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 合併に関する基本的事項及び法に基づく特例の取扱い等に関する事項
- (2) 法第5条第1項の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 創造会議の事務所は、青森市中央一丁目22番5号青森市役所内に置く。

(組織)

第5条 創造会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 創造会議の構成員の定数は、33人以内とする。

(会長)

第6条 会長は、青森市長をもって充てる。

2 会長は、創造会議を代表し、会務を総理する。

3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、浪岡町長をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 両市町の議会の議長及び副議長
 - (2) 両市町の議会の議員のうちから両市町の議会の議長がそれぞれ指名した者
 - (3) 両市町の長が協議して指名する各種団体の代表者及び学識経験を有する者
- 2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 創造会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 前2項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

(委員以外の者の出席等)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第12条 創造会議に提案する必要な事項について協議又は調整するため、創造会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 創造会議の事務を処理するため、創造会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、会長の属する市に置く。
- 3 事務局の事務に従事する職員は、両市町の長が指定した者をもって充てる。
- 4 前3項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 創造会議の運営に要する経費は、両市町の負担金その他の収入をもって充てる。

- 2 前項の両市町の負担金の額は、両市町の長が協議して定める。

(財務)

第15条 創造会議の予算の編成及び執行、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市の例による。

(監査)

第16条 創造会議の出納の監査は、両市町の長が協議し、創造会議の同意を得た上で、両市町の監査委員のうち各1名に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員（以下「監査委員」という。）は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第17条 第8条第1項各号に掲げる委員及び監査委員は、報酬及び費用弁償を受けすることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長の属する市の例による。

(創造会議の解散)

第18条 創造会議は、第3条各号に掲げる事項に係る協議が終了したときは、解散する。

(創造会議解散の場合の措置)

第19条 創造会議が解散した場合においては、創造会議の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第20条 この規約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、両市町の長が定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成16年6月24日から施行する。

青森浪岡 21世紀まちづくり創造会議委員名簿

	区 分	所 属・役 職	氏 名	
1	会 長	青森市長	佐々木 誠 造	
2	副会長	浪岡町長	加 藤 新 吉	
3	両市町の 議会の議長 及び副議長	青森市	青森市議会議長	大 矢 保
4			青森市議会副議長	神 文 雄
5		浪岡町	浪岡町議会議長	福 士 銀 一
6			浪岡町議会副議長	葛 西 丈 徳
7	議長の指名 する議員	青森市	青森市議会市町村合併対策特別委員会委員長	木 村 巖
8			青森市議会市町村合併対策特別委員会副委員長	原 田 一 紀
9		浪岡町	浪岡町議会合併問題特別委員会委員長	佐 藤 良 隆
10			浪岡町議会合併問題特別委員会副委員長	一 戸 善 正
11	各種団体の 代表者	青森市	青森市農業委員会会長	今 哲 廣
12			青森商工会議所会頭	林 光 男
13			あすなる農業協同組合代表理事組合長	井 上 主 税
14			青森市町会連合会会長	佐 藤 久 雄
15		浪岡町	浪岡町農業委員会会長	福 士 修 身
16			浪岡町商工会会長	吉 岡 贊 次
17			浪岡農業協同組合代表理事組合長	工 藤 敏 昭
18			浪岡町町内会連合会会長	津 川 重 義
19	学識経験者	青森市	青森市社会福祉協議会常務理事	白 川 昌 雄
20			青森市民生委員児童委員協議会会長	穠 元 昭 一
21			青森市男女共同参画社会づくりをすすめる会会長	白 井 壽美枝
22			青森市社会教育委員長	石 橋 修
23			青森市教育委員	工 藤 ケイ子
24			青森経営研究所代表取締役	北 村 眞夕美
25			青森公立大学地域研究センター教授	山 本 恭 逸
26			浪岡町	浪岡町社会福祉協議会会長
27		浪岡町民生児童委員協議会副会長		羽 賀 恵 子
28		浪岡町保育協議会副会長		鳴 海 一 成
29		浪岡町体験活動・ボランティア活動支援センター コーディネーター		木 村 文 男
30		浪岡町教育委員		平 野 京
31		浪岡町母親クラブ連合会会長		田 中 恵美子
32		弘前大学農学生命科学部助教授		渋 谷 長 生
33		共 通	青森県企画政策部市町村振興課長	木 村 宗 敬